

緊急声明

NTT再編成の趣旨を踏まえ、東西会社間の競争

(ヤードスティック競争)を促進する接続料算定を

昨年九月に情報通信審議会はNTT東西会社の接続料を東西会社ごとのコストに基づいて算定すること等を提言した答申を総務大臣に提出しました。ところが、それから約二ヶ月後の十一月二十八日に開かれた衆参両院総務委員会では、東西会社別建ての接続料はユニバーサル・サービス等の利用者料金との地域間格差を生むとして全国均一の接続料の継続を求める決議を全会一致で可決しました。また総務委員会は、現実との乖離が大きいとして長期増分費用方式による接続料算定を早期に廃止するよう求める決議も可決しました。

さらに、その後の報道によれば、総務省は全国均一の接続料を継続した場合に、NTT東西会社間で生じる収支のアンバランスを調整するために、東会社が西会社を支援する新たな制度の導入を検討していると伝えられています。

私たちは旧郵政省時代以降、今日まで、審議会や研究会、行政への意見提出等を通じて、公正で透明な競争条件を整備することによって通信料金の低廉化を図るよう求めてきました。その中で、NTTの経営形態のあり方についても検討してきました。また、競争促進と車の両輪の形でユニバーサル・サービスを確保するための方策についても検討してきました。

今回の突然の国会決議とそれに続く新たなNTT東西会社間の支援策検討の動きは、私たちが長い年月にわたる議論を経て提言し、曲がりなりに制度化されてきた通信行政の枠組みを十分な説明もなしに反故にするものではないかと危惧します。こうした動きは、長距離通信料金の大幅な低廉化に代表されるような過去二十年近くにわたる競争政策の成果を損ないかねないと憂慮します。

私たちは、この機会に政府・総務省および関係各方面に 対して、次のことを強く要望します。

1. NTT東西会社間の相互支援制度が終わった平成十五年度以降は、NTT再編成の趣旨を踏まえ、東西会社ごとのコストに見合った接続料を算定する方式に切り換え、NTT東会社の接続料の値下げを確実に実現すること。
2. 東西会社別建ての接続料を導入する結果、ユニバーサル・サービス料金の地域間格差が生じる怖れがあるのであれば、昨年法制化されたユニバーサル・サービス基金を活用して、そうした地域間格差を極力抑制する措置を講じること。
3. 総務省が検討中の新たなNTT東西会社間の支援制度は地域会社間の競争を促すというNTT再編成の趣旨に反しかねません。また、ユニバーサル・サービス料金の均等性はあくまでも競争中立的な基金制度を活用して措置するよう要望します。
4. トラフィックの減少に伴い、長期増分費用モデルへの入力値と実績値に乖離が生じた場合、精算を行うべきという意見があります。固定電話サービスへの需要が減

少傾向にあることを考えれば、精算制度の必要性もわからないではありませんが、NTT東西はトラフィックの減少を見込んで固定網への新規投資を停止しており、固定網への既存の投資はほぼ回収済みです。こうした実態に照らして、私たちは投資リスクを競争事業者に転嫁する精算制度を拙速に採用すべきではないと考えます。

5・わが国の接続料の引き下げを可能にするような接続料算定方式の代案なしに長期増分費用方式を廃止することには反対します。

6・接続料に限定せず、IP時代における情報通信料金のあるべき体系を、基本料、施設設置負担金、各種付加料金を含め、抜本的に再検討する場を早急に設けること。

二〇〇三（平成十五）年二月十二日

以上

総務大臣 片山虎之助 殿

よびかけ人

伊東光晴（京都大学名誉教授）
岡野行秀（東京大学名誉教授）
佐藤治正（甲南大学教授）
加藤真代（主婦連合会参与）

賛同者

石戸谷豊（弁護士）
長見萬里野（財団法人 日本消費者協会理事）
川島霞子（NPO 東京地域婦人団体連盟会長）
勝又三千子（主婦連合会仙台支部会長）
神田敏子（全国消費者団体連絡会事務局長）
黒川和美（法政大学教授）
鈴木深雪（日本女子大学教授）
関口博正（神奈川大学助教授）
高村寿一（武蔵野女子大学教授）
醍醐 聰（東京大学教授）
富山洋子（日本消費者連盟代表運営委員）
直江重彦（中央大学教授）
原 早苗（金融オンプズネット コーディネーター）
藤井弥太郎（慶応義塾大学名誉教授）
藤岡武義（日本生活協同組合連合会常務理事）
山本哲三（早稲田大学教授）
和田正江（主婦連合会会長）

